

令和元年第4回（9月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	第60号議案	吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	1
2	第61号議案	吉川市印鑑条例の一部を改正する条例	3
3	第62号議案	吉川市水道給水条例の一部を改正する条例	6
4	第63号議案	吉川市庁舎建設基金条例を廃止する条例	8
5	第64号議案	吉川市会計年度任用職員の給料等に関する条例	9
6	第65号議案	工事請負契約の締結について	39
7	第66号議案	財産の取得について	40
8	第67号議案	平成30年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について	41
9	第68号議案	平成30年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	42
10	第69号議案	平成30年度吉川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	43
11	第70号議案	平成30年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	44
12	第71号議案	平成30年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	45
13	第72号議案	平成30年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	46
14	第73号議案	平成30年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	47
15	第74号議案	平成30年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	48
16	第75号議案	令和元年度吉川市一般会計補正予算(第2号)	—
17	第76号議案	令和元年度吉川市一般会計補正予算(第3号)	—
18	第77号議案	令和元年度吉川市介護保険特別会計補正予算(第1号)	—
19	第78号議案	令和元年度吉川市下水道事業会計補正予算(第2号)	—

第60号議案

吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年吉川町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保証人及び利率)</p> <p><u>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p><u>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。</u></p> <p><u>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p>	<p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>3パーセント</u>とする。</p> <p>(償還等)</p>

<p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金</u>については、<u>法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条</u>の規定によるものとする。</p>	<p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還又は半年賦償還</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予</u>については、<u>法第13条第1項、令第8条から第12条</u>までの規定によるものとする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

令和元年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率、保証人及び償還方法について見直しを行うとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第61号議案

吉川市印鑑条例の一部を改正する条例

吉川市印鑑条例（昭和58年吉川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、市が<u>備える住民基本台帳</u>に記録されている者とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、市の<u>住民基本台帳</u>に記録されている者とする。</p> <p>2 略</p>
<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、旧氏（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）</u>若しくは通称（<u>令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）</u>又は</p>	<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名若しくは通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）</u>又は規則で定めるところにより氏名若しくは通称の一部を組み合わせ</p>

<p>規則で定めるところにより氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項（規則で定める事項を除く。）を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(登録事項)</p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名（<u>住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、通称の記録がされている場合にあっては氏名及び当該通称</u>）</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第13条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名、氏（<u>氏に変更があった者において、住民票に記録がされている旧氏を含む。</u>）又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更（登録されている印影を変更する必要のない</p>	<p>せたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項（規則で定める事項を除く。）を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(登録事項)</p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名（<u>通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称</u>）</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第13条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名、氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）したため、登録されている印鑑が第3条第2項第1号の規定に該当する</p>
--	---

<p>場合を除く。) したため、登録されている印鑑が第3条第2項第1号の規定に該当することになったとき又は同条第3項の規定に該当しないこととなったとき。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>ことになったとき又は同条第3項の規定に該当しないこととなったとき。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

令和元年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が施行されることにより、住民票等へ旧氏を併記できるようになることを踏まえ、住民基本台帳に記録されている旧氏を印鑑登録できるようにしたいので、この案を提出するものである。

第62号議案

吉川市水道給水条例の一部を改正する条例

吉川市水道給水条例（昭和54年吉川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(工事の施工)</p> <p>第9条 給水装置工事は、市長又は市長が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定 <u>（法第25条の3の2第1項の指定の更新を含む。）</u> をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。</p> <p>2 略</p>	<p>(工事の施工)</p> <p>第9条 給水装置工事は、市長又は市長が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。</p> <p>2 略</p>
<p>(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第9条第1項の指定をするとき</p> <p>1件につき 15,000円 <u>（指定の更新をするときにあつては、10,000円）</u></p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第9条第1項の指定をするとき</p> <p>1件につき 15,000円</p> <p>(3)～(6) 略</p>

<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第32条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第32条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第4条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)が公布され、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が導入されることに伴い、更新に関する手数料を規定するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第63号議案

吉川市庁舎建設基金条例を廃止する条例

吉川市庁舎建設基金条例（平成2年吉川町条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、吉川市庁舎建設基金条例の規定により設置された基金に属していた現金（これから生ずる果実を含む。）は、施行日において、吉川市公共施設整備基金条例（昭和62年吉川町条例第3号）の規定により設置された基金に属するものとする。

令和元年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

庁舎建設事業の完了により、庁舎建設基金の設置目的を果たしたため、当該基金を廃止したいので、この案を提出するものである。

第64号議案

吉川市会計年度任用職員の給料等に関する条例

(趣旨)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する給料、手当、報酬及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。

(給料等)

第2条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当を支給する。

2 給料の額は、勤務1月につき、吉川市職員の給与に関する条例（昭和32年吉川町条例第13号。以下「給与条例」という。）別表第1給料表に定める1級における最高の号給の給料月額（以下「1級における最高の号給の給料月額」という。）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

3 給料の額は、第2号会計年度任用職員の職務の内容に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

4 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬等)

第3条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項から第6項まで又は第5条の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に給与条例第9条の2第2項に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1月につき、1級における最高の号給の給料月額に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を超えない範囲内において規則で定めるところによ

り決定する。

- 5 日額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1日につき、1級における最高の号給の給料月額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。
- 6 時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1時間につき、1級における最高の号給の給料月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。
- 7 前条第3項の規定は、第1号会計年度任用職員の報酬の額の決定について準用する。
- 8 第2項から前項までに規定するもののほか、第1号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される特殊勤務手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。
- 9 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

（費用弁償）

第4条 第1号会計年度任用職員が、勤務のためその者の住居と勤務公署との間の往復（以下「通勤」という。）をするとき及び公務のための旅行（以下「出張」という。）をしたときは、それらの費用を弁償する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当の額との権衡を考慮して規則で定める。
- 3 出張に係る費用弁償の額は、吉川市職員等の旅費に関する条例（平成10年吉川市条例第27号）の定めるところによる。

（給料の額等の特例）

第5条 第2条第2項及び第3条第4項から第6項までの規定にかかわらず、特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する会計年度任用職員の給料の額及び報酬の基本額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

- (1) 第2号会計年度任用職員 勤務1月につき、吉川市一般職の任期付職員の採用等に

関する条例（平成28年吉川市条例第25号）第7条第1項に規定する給料表3級の給料月額（以下「任期付職員条例第7条第1項における3級の給料月額」という。）

(2) 月額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員 勤務1月につき、任期付職員条例第7条第1項における3級の給料月額に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(3) 日額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員 勤務1日につき、任期付職員条例第7条第1項における3級の給料月額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(4) 時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員 勤務1時間につき、任期付職員条例第7条第1項における3級の給料月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（給料等の減額）

第6条 会計年度任用職員の給料、手当及び報酬の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて、規則で定める。

（支給）

第7条 会計年度任用職員の給料、手当（第2条第1項及び第3条第1項に規定する手当に限る。）、報酬及び費用弁償の支給については、第2条から前条までに規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、第1号会計年度任用職員（日額又は時間額の報酬を受ける者に限る。）の報酬及び費用弁償（通勤に係る費用弁償に限る。）は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める日に支給する。

（休職者の給料等）

第8条 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされた会計年度任用職員には、第2条第1項、第3条第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、給料、手当、報酬及び費用弁償を支給しない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第6条中吉川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年吉川町条例第2号）別表第1の改正（別表第1を別表とする改正を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）において、吉川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受けていた職員で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和3年3月31日までの間にこの条例の適用を受けることとなり、かつ、特定期間に在職していた職と同種の職に任用されるものであって、その者の受ける報酬の額が特定期間において受けていた報酬の額に達しないこととなる場合においては、当分の間、その者の受ける報酬の額から特定期間において受けていた報酬の額までの範囲内において規則で定める額を報酬として支給する。

第3条 特定期間において地方公務員法第22条第5項の規定により臨時的に任用されていた職員で、施行日から令和2年12月1日までの間にこの条例の適用を受けることとなり、かつ、特定期間に在職していた職と同種の職に任用されるものであって、その者の受ける期末手当の額が、特定期間において受けていた期末手当に相当する賃金の額に達しないこととなる場合においては、令和2年12月1日までの間、その者の受ける期末手当の額から特定期間において受けていた期末手当に相当する賃金の額までの範囲内において規則で定める額を期末手当として支給する。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限に関する条例（昭和30年吉川町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前

<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p>
---	---

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年吉川町条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額<u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（吉川市会計年度任用職員の給料等に関する条例（令和元年吉川市条例第 号）第3条第4項から第6項まで及び第5条の報酬の基本額に限る。））</u>の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>

(吉川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 吉川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を移動後条とし、移動条項等に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項、号、号の細目及び別表の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第1条 特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、<u>別表</u>のとおりとする。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第1条 特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、<u>別表第1及び別表第2</u>のとおりとする。</p> <p><u>2 別表第2区分の欄に掲げる特別職の職員が臨時又は緊急の必要があるため、あらかじめ割り振られた1日の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、又はあらかじめ割り振られた勤務時間のない日に勤務することを命ぜられた場合は、割増報酬を支給する。</u></p> <p><u>3 割増報酬の支給については、規則で定めるもののほか、吉川市職員に支給する時間外勤</u></p>

<p>(費用弁償)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>別表</u>に掲げる特別職の職員で市外に居住するものが、公務により市内で開催される会議に出席するため交通機関を利用したときは、吉川市職員等の旅費に関する条例に規定する鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額を費用弁償として支給する。ただし、車賃は、一般乗合旅客自動車（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。）の乗車に要する旅客運賃とする。</p>	<p><u>務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の例による。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>別表第1</u>に掲げる特別職の職員で市外に居住するものが、公務により市内で開催される会議に出席するため交通機関を利用したときは、吉川市職員等の旅費に関する条例に規定する鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額を費用弁償として支給する。ただし、車賃は、一般乗合旅客自動車（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。）の乗車に要する旅客運賃とする。</p> <p><u>第3条 別表第2に掲げる特別職の職員（以下この条において単に「特別職の職員」という。）で次の各号のいずれかに該当するものが勤務のためその者の住居と勤務公署との間を往復したときは、その往復（以下「通勤」という。）に要する経費を費用弁償（以下「通勤に係る費用弁償」という。）として支給する。</u></p> <p><u>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする特別職の職員（交通機関等を利用しなければ通勤</u></p>
--	---

をすることが著しく困難である特別職の職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤をするものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる特別職の職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具

(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする特別職の職員(自動車等を使用しなければ通勤をすることが著しく困難である特別職の職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤をするものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる特別職の職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する

ことを常例とする特別職の職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤をすることが著しく困難である特別職の職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤をするものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲

げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる特別職の職員 支給

単位期間につき、規則で定めるところによ

り算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる特別職の職員で支給単位期間当たりの通勤回数が常勤の職員と同一のもの 次に掲げる特別職の職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれに定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である特別職の職員
2,730円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である特別職の職員
3,780円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上である特別職の職員 5,460円

(3) 前項第2号に掲げる特別職の職員で支給単位期間当たりの通勤回数が常勤の職員より少ないもの 前号アからウまでに規定する額に支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額

(4) 前項第3号に掲げる特別職の職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤をするものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、規則で定める区分に応じ、第1号に定める額及び第2号若しくは前号に定める額の合計額（1月当たりの運賃等相当額及び第2号若しくは前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号若しくは前号に定める額

3 通勤に係る費用弁償を支給される特別職の職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該特別職の職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して吉川市職員の給与に関する条例（昭和32年吉川町条例第13号）第10条に規定する通勤手当（以下「通勤手当」という。）の例により算出した額を返納させるものとする。

4 この条において「支給単位期間」とは、通勤に係る費用弁償の支給の単位となる期間と

(委任)

第3条 略

別表 (第1条、第2条関係)

区分		報酬額
略		
投票管 理者	投票所	1回 16,400円 <u>(投票管理者として従事した時間が7時間30分未満の場合にあつては、8,200円)</u>
	期日前 投票所	1回 14,500円 <u>(投票管理者として従事した時間が6時間30分未満の場合にあつては、7,250円)</u>
略		
投票立 会人	投票所	1回 13,200円 <u>(投票立会人として従事した時間が7時間30分未満の場合にあつては、6,6</u>

して6月を超えない範囲内で1月を単位として通勤手当の例により算定した期間(自動車等に係る通勤に係る費用弁償にあつては、1月)をいう。

5 前各項に規定するもののほか、通勤に係る費用弁償の支給及び返納については、通勤手当の支給及び返納の例による。

(委任)

第4条 略

別表第1 (第1条、第2条関係)

区分		報酬額
略		
投票管 理者	投票所	1回 16,400円
	期日前 投票所	1回 14,500円
略		
投票立 会人	投票所	1回 13,200円

		00円)
期日前 投票所	1回	11,700円 (投票立会人として従事した時間が6時間30分未満の場合にあつては、5,850円)
略		

期日前 投票所	1回	11,700円
略		

別表第2 (第1条、第3条関係)

区分	報酬額
非常勤嘱託員	月額 156,600円 を超えない範囲内で、1月当たりの勤務時間等を勘案して規則で定める額
非常勤主任嘱託員	月額 167,600円 を超えない範囲内で、1月当たりの勤務時間等を勘案して規則で定める額
介護認定調査員	月額 200,000円
介護認定主任調査員	月額 214,000円
地域包括支援センター専門員	月額 200,000円
地域包括支援センター主任専門員	月額 214,000円
統括生活保護等支援員	月額 204,000円
統括生活保護等	月額 218,300円

主任支援員	
生活保護等支援員	月額 200,000円
生活保護等主任支援員	月額 214,000円
生活保護適正化等支援員	月額 250,000円
生活保護適正化等主任支援員	月額 267,500円
障がい者支援員	月額 200,000円
障がい者主任支援員	月額 214,000円
家庭児童相談員	月額 163,400円
家庭児童主任相談員	月額 174,800円
母子・父子自立支援員	月額 163,400円
母子・父子自立主任支援員	月額 174,800円
学童保育支援員	月額 164,900円
学童保育主任支援員	月額 176,400円
国民年金相談員	日額 10,000円
国民年金主任相談員	日額 10,700円
保健指導員	月額 204,000円
保健主任指導員	月額 218,300円
母子保健支援員	月額 204,000円
母子保健主任支援員	月額 218,300円

援員	
配偶者暴力相談 支援センター相 談員	日額 9,100円
配偶者暴力相談 支援センター主 任相談員	日額 9,700円
交通指導員	月額 35,000円
交通主任指導員	月額 37,500円
消費生活相談員	日額 9,100円
消費生活主任相 談員	日額 9,700円
英語指導助手	予算の定めるところによ る。
少年センター所 長	月額 240,000円
さわやか相談員	月額 164,400円
さわやか主任相 談員	月額 175,900円
適応指導教室指 導員	月額 164,400円
適応指導教室主 任指導員	月額 175,900円
教育相談・補導 員	月額 80,000円
主任教育相談・ 補導員	月額 85,600円
社会教育指導員	月額 108,100円
社会教育主任指	月額 115,700円

		導員	
		中央公民館館長	月額 240,000円
吉川市 史編さん史料 取扱員	史料取扱専門員		月額 115,000円
取扱員	史料整理員		月額 83,000円
吉川市 史編さん史料 主任取扱員	史料取扱専門員		月額 123,100円
主任取扱員	史料整理員		月額 88,800円
参与			月額 450,000円

(吉川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 吉川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示並びに削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(給料表)	(給料表)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 前項の給料表（以下単に「給料表」とい	3 前項の給料表（以下単に「給料表」とい

<p>う。)は、<u>第19条の2</u>に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(<u>会計年度任用職員の給与</u>)</p> <p>第19条の2 <u>地方公務員法第22条の2第1項</u>に規定する会計年度任用職員の給与については、<u>他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。</u></p>	<p>う。)は、<u>第19条の2第1項</u>に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(<u>臨時又は非常勤の職員の給与</u>)</p> <p>第19条の2 <u>臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)</u>については、<u>任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で手当を支給するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、同項の手当のほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p>
--	---

(吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年吉川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項</u>に規定する会計年度任用職</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの<u>及び</u><u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の</p>

<p>員（第20条において単に「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（<u>会計年度任用職員についての適用除外</u>）</p> <p>第20条 <u>第4条から第6条まで、第8条、第14条及び第15条の規定は、会計年度任用職員（第14条にあつては、任期が6月未満の者その他の者で管理者が定めるものに限る。）には適用しない。</u></p>	<p>職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（<u>非常勤職員の給与</u>）</p> <p>第20条 <u>企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>
---	--

（単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年吉川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給与の種類及び基準）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 単純労務職員<u>（地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員を含む。）</u>の給与の額及びその支給方法は、吉川市職員の給与に関する条例（昭和32年吉川</p>	<p>（給与の種類及び基準）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 単純労務職員の給与の額及びその支給方法は、吉川市職員の給与に関する条例（昭和32年吉川町条例第13号）の適用を受ける職員の給与の額及びその支給方法を基準として</p>

<p>町条例第13号) 及び吉川市会計年度任用職員の給料等に関する条例 (令和元年吉川市条例第 号) の適用を受ける職員の給与の額及びその支給方法を基準としてその職務と責任の特殊性を考慮して、規則で定める。</p>	<p>その職務と責任の特殊性を考慮して、規則で定める。</p> <p>(臨時又は非常勤の者の給与)</p> <p>第5条 臨時又は非常勤の単純労務職員 (地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。) については、他の単純労務職員 (地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。) の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>
---	--

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第10条 職員の育児休業等に関する条例 (平成4年吉川町条例第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項 (以下この条において「削除項」という。) を削り、同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目 (以下「追加条項等」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条、項、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年吉川市条例第25条）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p><u>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6月に達する日（以下「1歳6月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合

非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育

する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法

その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育

児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日（当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</p> <p>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6月到達日において地方等育児休業をしている場合</p> <p>(2) 当該子の1歳6月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情と</p>	<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情と</p>
---	---

<p>する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</u></p> <p><u>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 給与条例第19条第1項前段に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)</u>のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第9条 育児休業をした職員<u>(会計年度任用職員を除く。)</u>が職務に復帰した場合におい</p>	<p>する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 給与条例第19条第1項前段に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第9条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必</p>
---	---

て、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第19条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	
第13条第1項	略
略	

要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(任期付短時間勤務職員についての給与条例及び単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の特例)

第19条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第13条第1項	略	
第19条の2第1項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務
略		

2 任期付短時間勤務職員についての単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年吉川町条例第2号)第5条の規定の適用については、同条中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」とあるのは、「地方公務員の育

<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる職員とする。</u></p> <p>(1) <u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p>ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の規定による承認（次項及び次条において「部分休業の承認」という。）は、<u>勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行</u></p>	<p><u>育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員」とする。</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条前段の規定による短時間勤務をしている職員とする。</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の規定による承認（次項及び次条において「部分休業の承認」という。）は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p>
--	---

<p>うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による<u>特別休暇</u>（以下この項及び次項において「<u>育児時間</u>」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間を承認されている<u>職員</u>（<u>非常勤職員を除く。</u>）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該<u>育児時間</u>又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「<u>介護をするための時間</u>」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。</u></p>	<p>2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による<u>特別休暇</u>又は同条例第15条の2第1項に規定する介護時間を承認されている<u>職員</u>に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該<u>特別休暇</u>又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>
--	---

（吉川市個人情報保護条例の一部改正）

第11条 吉川市個人情報保護条例（平成12年吉川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(職員の責務)</p> <p>第4条 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員並びに同法<u>第22条の3第4項</u>の臨時的任用をされた職員をいう。以下同じ。）は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第4条 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員並びに同法<u>第22条第5項前段</u>の臨時的任用をされた職員をいう。以下同じ。）は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第12条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成14年吉川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

<p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>3 略</p>
--	---

（吉川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第13条 吉川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年吉川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

令和元年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

) の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給料等に関し必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第65号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 (都) 越谷吉川線整備工事 (A1・A2橋台工)
- 2 工事場所 吉川市大字中井地内外
- 3 工 期 契約締結日から令和2年3月24日まで
- 4 請負金額 181,500,000円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県吉川市吉川一丁目28番地8
氏名又は名称 株式会社ケイワールド日清 東部営業所
代表者職氏名 営業所長 早川明男

令和元年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

都市計画道路越谷吉川線整備工事 (A1・A2橋台工) の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年吉川町条例第6号) 第2条の規定により、この案を提出するものである。

第66号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- 1 取得する財産 吉川市立小中学校空調設備一式
- 2 納入場所 吉川市立吉川小学校外9校
- 3 納入期限 令和元年9月27日
- 4 取得金額 737,640,000円
- 5 契約の相手方 住 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地17
氏名又は名称 NECキャピタルソリューション株式会社関東支店
代表者職氏名 関東支店長 古見一夫

令和元年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川市立東中学校を除く吉川市立小中学校10校において空調設備一式を取得したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第3条の規定により、この案を提出するものである。

第67号議案

平成30年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度吉川市一般会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第68号議案

平成30年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第69号議案

平成30年度吉川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度吉川市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第70号議案

平成30年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第71号議案

平成30年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第72号議案

平成30年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第73号議案

平成30年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第74号議案

平成30年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成30年度に生じた利益について平成30年度吉川市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議決を求め、同法第30条第4項の規定により、平成30年度吉川市水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年9月2日提出

吉川市長 中原恵人